

令和5年第2回区議会定例会

議案説明資料

※議案第45号から58号については資料なし

(議案第 33 号)

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、パートナーシップ制度を導入したところである。

また、東京都においても、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部を改正し、パートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、「職員の給与に関する条例」等の一部を改正し、職員の給与、勤務時間等に関し配偶者を対象とする制度について、新たにパートナーシップ関係の相手方を対象に加えること等とされたところである。

これらのこと等に伴い、扶養手当の対象となる扶養親族の範囲を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 9 件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第 1 条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正
扶養手当の対象となる扶養親族にパートナーシップ関係の相手方を加えること等とする。(第 12 条、第 15 条及び第 16 条の 2)
- 2 第 2 条による杉並区職員の旅費に関する条例の一部改正
扶養親族移転料の対象となる扶養親族にパートナーシップ関係の相手方を加えること等とする。(第 2 条)
- 3 第 3 条による杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正
死亡による退職の場合における退職手当の支給対象となる遺族にパートナーシップ関係の相手方を加えること等とする。(第 4 条及び第 15 条)
- 4 第 4 条による杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正
非常勤職員のパートナーシップ関係の相手方が、子の 1 歳到達日以前に育児休業をしている場合、当該非常勤職員は、当該子が 1 歳 2 か月到達日まで育児休業を取得できること等とする。(第 2 条の 3 から第 3 条まで、第 4 条、第 8 条及び第 18 条)
- 5 第 5 条による杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

介護休暇の対象となる要介護者にパートナーシップ関係の相手方等を加えること等とする。（第9条の2及び第16条）

- 6 第6条による杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

前記5と同様の改正を行う。（第11条及び第18条）

- 7 第7条による杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正

扶養手当の対象となる扶養親族にパートナーシップ関係の相手方を加える。（第11条）

- 8 第8条による杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

前記5と同様の改正を行う。（第11条）

- 9 第9条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正

前記1と同様の改正を行う。（第14条、第17条及び第19条）

<実施の時期等>

- 1 令和5年7月1日から施行する。（附則第1項）

- 2 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第2項から第4項まで）

それぞれ、必要な規定の整備を行う。

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

庶務課 内線 1 6 0 1

教育人事企画課 内線 1 6 5 1

(議案第 3 4 号)

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務について、通常の手当の額を超えて防疫等業務手当を支給しているところであるが、このたび、新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることとされた。

このこと等に伴い、防疫等業務手当の特例を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 困難な問題を抱える女性への支援の根拠法が、売春防止法から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に改められたことに伴い、福祉事務所等業務手当の対象となる業務の根拠法を改める。(第4条)
- 2 保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務に従事した場合における防疫等業務手当の特例を廃止する。(附則第5項から第7項まで)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、前記1については、令和6年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第 35 号)

杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例

< 制定の趣旨 >

地方公務員法に基づく高齢者部分休業について、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところによりこれを承認することができることとされている。

区では、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とすることに伴い、高齢期職員に多様な働き方の選択肢を示す等の観点から、高齢者部分休業制度を導入することとした。

このことに伴い、高齢者部分休業に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 趣旨 (第1条)

2 高齢者部分休業の承認 (第2条)

任命権者は、60歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができること等とする。

3 承認の取消し又は休業時間の短縮 (第3条)

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることとする。

4 休業時間の延長 (第4条)

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合であって、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができることとする。

5 給与の減額 (第5条)

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとする。

6 委任 (第6条)

<実施の時期>

令和6年4月1日

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

庶務課 内線 1 6 0 1

(議案第36号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、建築基準法の一部が改正され、住宅又は老人ホーム等に高効率給湯設備等を設置するために設ける機械室等で、特定行政庁が認めるものの床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされたほか、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で、特定行政庁が許可したものの高さは、当該建築物に係る高さの制限を超えるものとする事ができることとされた。

このことに伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 高効率給湯設備等を設置するために設ける機械室等に係る建築物の容積率の特例認定申請手数料を1件につき2万8,000円とする。(別表第1の99の2の項)
- 2 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う場合における建築物の高さの特例許可申請手数料を1件につき16万円とする。(別表第1の103の2の項及び106の3の項)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

建築課 内線3321

(議案第 37 号)

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、新たな地域コミュニティ施設として、杉並区立コミュニティふらっと本天沼を設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立コミュニティふらっと本天沼
位置	杉並区本天沼二丁目12番10号
敷地面積	575.45 m ²
建築面積	254.53 m ²
延床面積	496.74 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階建て
施設内容	ラウンジ、集会室、多目的室等

<改正の概要>

- 1 コミュニティふらっと本天沼の設置に伴い、その名称及び位置を定める。
(別表第1)
- 2 コミュニティふらっと本天沼の施設及びその使用料を定める。(別表第2)

<実施の時期等>

- 1 令和6年10月1日から施行すること等とする。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項及び第6項)
- 3 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部改正(附則第3項)
本天沼区民集会所及び天沼区民集会所に係る規定を削除する。(別表第1及び別表第2)
- 4 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部改正(附則

第4項)

ゆうゆう天沼館に係る規定を削除する。(別表第1)

5 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第5項)

消費者センターの目的外使用料を定めるとともに、ゆうゆう天沼館の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第2)

【問合せ先】

地域課	内線 3 7 6 1
区民生活部管理課	内線 3 7 5 1
高齢者施策課	内線 1 1 6 1

(議案第 38 号)

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年 3 月、地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限を延長する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

1 特別区民税

- (1) 扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する。(第 25 条の 2)
- (2) 森林環境税の導入に伴い、その賦課及び徴収方法を定めること等とする。(第 21 条の 2、第 28 条、第 30 条、第 33 条、第 36 条、第 36 条の 2 及び第 36 条の 6)
- (3) 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限を延長する。(附則第 4 条)
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限を延長する。(附則第 11 条)

2 軽自動車税

- (1) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率を定める。(第 40 条)
- (2) 軽自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限を延長する。(附則第 6 条)

<実施の時期等>

- 1 令和 6 年 1 月 1 日から施行すること等とする。(附則第 1 条)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 条及び第 3 条)
- 3 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正(附則第 4 条) 所要の規定の整備を行う。

【問合せ先】

課税課 内線 1201

(議案第39号)

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例

<制定の趣旨>

このたび、基本構想で掲げる「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの権利擁護をより一層推進するため、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議する区長の附属機関を設置することとした。

このことに伴い、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 設置(第1条)

杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 所掌事項(第2条)

審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について調査審議し、答申するほか、区長に意見を述べることができる。

3 組織(第3条)

審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、委員の任期は、答申が行われた日までとする。

- (1) 区民
- (2) 教育、福祉等に関する団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他区長が適当と認める者

4 会長及び副会長等(第4条から第7条まで)

会長及び副会長、会議、部会並びに委員以外の者の出席等について定める。

5 委任(第8条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。（附則第1項）
- 2 この条例は、審議会の答申があった日の翌日に効力を失う。（附則第2項）
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項及び第4項）
審議会の会長等の報酬の額を定めること等とする。（別表）

【問合せ先】

子ども家庭部管理課 内線 1 3 6 1

(議案第40号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区区政経営改革推進計画」に基づき、令和5年度末をもって指定管理者の指定期間が満了する杉並区立上高井戸保育園について、私立保育園へ転換することとした。

また、「杉並区区立施設再編整備計画」に基づき、永福三丁目複合施設内に移転する杉並区立永福北保育園について民営化するほか、杉並区立天沼保育園について、(仮称)都営天沼二丁目団地内に整備する園舎に移転し、民営化することとした。

このことに伴い、上高井戸保育園等を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

上高井戸保育園、天沼保育園及び永福北保育園を廃止する。(第1条)

<実施の時期>

令和6年4月1日。ただし、天沼保育園に関する部分は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日(令和5年11月を予定)

【問合せ先】

保育課 内線1371

(議案第 4 1 号)

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立富士見丘小学校について、杉並区立富士見丘中学校の隣地に移転するとともに、富士見丘中学校については、富士見丘小学校と一体的な整備を進めるため、現在の学校用地で改築することとし、改築工事中は富士見丘小学校移転後の空き校舎を仮校舎として活用することとした。

このことに伴い、富士見丘小学校及び富士見丘中学校の位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立富士見丘小学校
位置	杉並区久我山二丁目19番1号
敷地面積	7,264.80 m ²
建築面積	4,306.32 m ²
延床面積	8,871.36 m ² のうち、 富士見丘小学校部分8,445.23 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部プレストレストコンクリート造 地上4階建て
施設内容	普通教室、音楽室、理科室、図工室、生活科室、家庭科被服室、アリーナ、給食室、ラーニングセンター、職員室、プール等

名称	杉並区立富士見丘中学校
位置	杉並区上高井戸二丁目16番13号
敷地面積	9,488.00 m ²
建築面積	3,260.72 m ²
延床面積	6,107.06 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、一部コンクリートブロック造 地上3階建て
施設内容	普通教室、音楽室、理科室、木工金工室、家庭科室、アリーナ、給食室、図書室、職員室、美術室、プール等

<改正の概要>

富士見丘小学校の位置を「杉並区上高井戸二丁目16番13号」から「杉並区久我山二丁目19番1号」に、富士見丘中学校の位置を「杉並区久我山二丁目20番1号」から「杉並区上高井戸二丁目16番13号」にそれぞれ改める。（別表）

<実施の時期>

令和5年8月1日。ただし、富士見丘中学校に関する部分は、同年9月1日

【問合せ先】

学校整備課 内線1681

(議案第 4 2 号)

杉並区立富士見丘多目的広場条例

< 制定の趣旨 >

区は、杉並区立富士見丘小学校の移転に向けて、新校舎の建築を進めるとともに、隣接する東京都立高井戸公園の一部を富士見丘小学校の運動場としても利用できるよう、東京都から広場の設置許可を受けて整備工事を進めてきたところである。

このたび、当該広場を、区民のレクリエーションその他の活動の場及び富士見丘小学校における教育活動の場として多目的な利用に供することにより、区民の福祉の増進及び児童の教育の充実を図るため、杉並区立富士見丘多目的広場を設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 施設の概要 >

名称	杉並区立富士見丘多目的広場
位置	杉並区久我山二丁目 1 9 番 4 号
面積	5, 0 2 0 . 7 2 m ²
施設内容	トラック、砂場、鉄棒等

< 条例の概要 >

1 設置 (第 1 条)

区民のレクリエーションその他の活動の場及び富士見丘小学校における教育活動の場として多目的な利用に供することにより、区民の福祉の増進及び児童の教育の充実を図るため、杉並区立富士見丘多目的広場 (以下「多目的広場」という。) を設置する。(第 1 条)

2 休場日及び開場時間 (第 2 条)

多目的広場の休場日及び開場時間は、教育委員会規則で定める。

3 使用の手続等 (第 3 条)

多目的広場を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならないこと等とする。

4 使用料 (第 4 条)

多目的広場の使用料は、無料とする。

5 使用権の譲渡等の禁止（第5条）

使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

6 使用の承認の取消し等（第6条から第9条まで）

使用の承認の取消し等、特別の設備、原状回復の義務及び損害賠償について定める。

7 委任（第10条）

<実施の時期等>

1 令和5年8月1日から施行する。（附則第1項）

2 必要な準備行為について定める。（附則第2項）

【問合せ先】

学校整備課 内線 1 6 8 1

(議案第43号)

馬橋公園拡張整備工事の請負契約の締結について

件名	馬橋公園拡張整備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区上高井戸三丁目5番15号 箱根・種屋建設共同企業体 代表者 箱根植木株式会社 代表取締役 和田 新也
契約の金額	260,700,000円
契約の目的	一時避難地の拡充をはじめとした災害に強いまちづくりに寄与するため、まとまりのある空地や防火樹林帯、非常用トイレ、避難経路のための歩行空間等を整備し、既存公園との一体性を確保した拡張整備工事を行う。
工事概要	主な工種 施設撤去工 1 式 敷地造成工 1 式 植栽工 1 式 給水設備工 1 式 雨水排水設備工 1 式 汚水排水設備工 1 式 電気設備工 1 式 園路広場整備工 1 式 サービス施設整備工 1 式 管理施設整備工 1 式
工事期間	契約締結の翌日から令和6年3月15日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和5年5月16日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体4者

【問合せ先】

みどり公園課

内線3571

(議案第44号)

令和5年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、地方創生臨時交付金を活用した区内事業者の支援やコロナの5類移行に伴う経費等について、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 29事業 2,297,656千円
財源更正 1事業

【歳出予算】

(1)区議会の運営	45千円
(2)区政運営の総合調整	9,603千円
(3)防災施設整備	29,970千円
(4)地域住民活動の支援	2,400千円
(5)コミュニティふらっとの整備	102,109千円
(6)中小企業支援	1,726,492千円
(7)農業の支援・育成	7,344千円
(8)下高井戸おおぞら公園スポーツコートの整備	7,711千円
(9)日常生活支援サービス	3,470千円
(10)障害者の社会参加支援	20,342千円
(11)すぎのき生活園事業運営	5,376千円
(12)障害者の地域生活支援体制の充実	3,470千円
(13)障害児発達相談	48,531千円
(14)重症心身障害児通所事業	386千円
(15)保育施設整備事業者等の選定	273千円
(16)こども発達センター運営	579千円
(17)子どもの権利擁護の推進	2,982千円
(18)保育所等物価高騰緊急対策事業	1,939千円
(19)学童クラブの整備	28,157千円
(20)高円寺北子供園の改修	8,470千円
(21)生活保護費	18,717千円
(22)妊産婦等健康診査	76,940千円
(23)予防接種	100,849千円
(24)感染症予防・発生時対策	43,446千円
(25)地区整備計画	3,861千円
(26)南北バスの運行	3,850千円
(27)公園等の整備	11,667千円
(28)教育相談等運営	6,204千円
(29)次世代型科学教育の新たな拠点等の整備	22,473千円

【歳入予算】

○使用料及び手数料	1, 533千円
○国庫支出金	126, 784千円
○都支出金	991, 963千円
○繰入金	1, 174, 976千円
○諸収入	2, 400千円

【債務負担行為】

○追加 (単位:千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	コミュニティふらっとの整備 ((仮称)コミュニティふらっと本天沼整備工事)	令和6年度まで	98,000

○変更 (単位:千円)

No.	事項	補正前			補正後	
		期間	限度額		期間	限度額
1	富士見丘小・中学校 の改築 (中学校)	令和7年度まで	3,036,000	→	令和7年度まで	3,265,000
2	中瀬中学校の改築	令和7年度まで	3,144,000	→	令和7年度まで	3,767,000